

平成27年度
事業計画

社会福祉法人千曲市社会福祉協議会

平成27年度 社会福祉法人千曲市社会福祉協議会事業計画

《目 標》

人と人がつながり 支え合う地域づくり

近年、社会経済情勢の変化に伴う雇用状況の悪化や少子高齢化の急速な進行などにより、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化など社会的に孤立する世帯や生活困窮世帯の増加も社会問題化しています。

また、既存の制度では対応の難しい複雑・多様化した生活・福祉問題も増加しており、そのような課題を解決するためには、従来の仕組みだけでなく、市民並びに関係機関・各種団体・支部社協との協働を進め、社会福祉協議会の専門性を活かし、地域の福祉力を高めていく体制の整備が急務です。

このような状況を踏まえ、千曲市社会福祉協議会では、地域福祉を推進する中核的な団体として「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進する」ことを使命とし、下記の重点目標を掲げて活動を展開します。

重点目標

1. 地域福祉活動計画の着実な実施（第2期地域福祉活動計画の策定）

千曲市と連携して策定した地域福祉活動計画（平成23年度～平成27年度）に基づいて着実に事業展開するとともに、第2期地域福祉活動計画（平成28年度～平成32年度）の策定を行います。

2. 社協基盤の強化と安定した法人運営の推進（経営戦略計画の推進）

経営戦略計画（平成26年度～28年度）に基づいて事業や人員配置の見直しを行い経営基盤の強化を図り、介護サービス事業で得た利益を地域福祉活動等に還元します。

3. 生活困窮者への新たな支援事業の取り組み

「社会的孤立」や「生活困窮」など新たに直面している課題に取り組み、相談・支援機能をより充実していきます。

4. 支部社協との連携・協働による市民支え合い活動の推進

支部社協と連携・協働を深める中で、生活困窮者や孤立化する人々など個別の課題を把握し、そこから地域ニーズを整理し、具体的な支え合い活動の推進へとつなげます。

5. ボランティア・市民活動交流センター機能の充実強化

地域には様々なつながりや社会貢献などに関心をもつ人々がいます。趣味や特技・知識を活かした活動をする方々や、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象として、福祉活動を担う人材の確保と育成に取り組みます。また、諸団体等と連携しながら地域住民が主体となった「助け合い」「支え合い」の仕組みづくりを行います。

主要事業

1. 社協運営事業	<p>地域福祉サービスの企画と立案及び実施に向け、組織体制や運営体制の整備と、中核的社協としての情報発信を行います。</p> <p>(1) 理事会・評議員会等の開催</p> <p>(2) 会員の増加と組織の充実強化 支部社協と連携し、会員の拡充を図ります。</p> <p>(3) 広報・情報の提供 広報誌「社協だより」の全戸配布とともに、ホームページの更なる充実を図り、社協事業の周知に努めます。</p> <p>(4) 役職員研修会の開催 役員研修並びに職員の資質の向上を図るため施設長研修、リーダー研修、苦情対応研修、メンタルヘルス研修等を開催します。</p> <p>(5) 各種基金等の運用 地域福祉振興基金、運営安定積立金、備品等購入積立金の適正な資金運用を図り、地域福祉事業等それぞれの活動資金や法人の運営のために資金の安定確保を図ります。</p> <p>(6) 経営戦略計画の推進 経営戦略計画推進委員会を開催し、自立・安定した経営基盤の確立に向け、事業内容や人員配置を見直していく経営戦略計画の推進を図るとともに適切な進捗管理を行います。この計画を着実に実行していくため『社協力アップ!!～今できることを精一杯やろう!～』をスローガンに掲げ、市民の皆さまに身近で信頼される社会福祉協議会になるよう社協役職員一丸となって行動します。</p> <p>(7) 苦情解決事業 本会の福祉サービス及び事業に対する要望や意見等の受け入れ体制を整え、住民サービスの適正化に努めます。(第三者委員の設置)</p>
2. 地域福祉推進事業	<p>地域福祉活動計画をもとに、地域で暮らせるまちづくりを推進していきます。また、支部社協事務局として地域の福祉課題に積極的に関わり、地域住民自らが課題を解決できる環境や気軽に声を掛け合える関係を広げます。</p> <p>(1) 地域福祉活動計画の推進 第1期の計画を受け、第2期(H28年度～H32年度)の計画策定に向けた策定委員会を設置し、地域福祉充実のための活動計画を策定します。</p> <p>(2) 支部社協活動の連携・協働 支部役員の改選にともない、新しい役員との連携を密にし、福祉活動の周知と事業の活性化を図ります。</p> <p>・小地域ネットワーク活動の強化 近隣同士の支え合い活動を進め、災害には、日頃の見守り活動をとおり災害時のネットワークの構築を図ります。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護者交流事業 <ul style="list-style-type: none"> 家庭介護者を支援するため介護者等が一堂に会し交流することで、日頃の介護の疲れを癒すための支援をします。 ・一人暮らし高齢者等孤独感解消のための交流会 <ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし高齢者の孤独感解消と交流を兼ねて、昼食会開催を支援します。 <p>(3) ボランティア・市民活動交流センター（ボラセン）機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 千曲市ふれあい福祉センターを拠点とし、ボラセンの活性化を図るため、運営委員と協働による事業展開を図ります。 ・ふれあい広場の開催への支援協力 <ul style="list-style-type: none"> 様々な立場の人々がお互いに交流し理解を深めることを目指し、市民と協働したイベントへの支援をします。 ・福祉教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「誰もが平等に」その実現のため学校や職場等へ出向き、車いす、点訳、障がい者スポーツ等の体験教室を実施します。 <p>(4) 心配ごと相談・法律相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月、心配ごと相談所を開設します。日頃の悩みを心配ごと相談員がお聞きします。また、法律的な相談は司法書士が、行政相談については行政相談員がそれぞれ対応します。 <p>(5) 結婚相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 出会いの場を提供し婚活者個人のスキルアップのための講座を開催、登録者の増員を図り事業の活性化を図ります。 また、相談員同士の情報交換の活性化や相談員研修を実施します。 <p>(6) ふれあい・いきいきサロン活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民が交流する場として各地域でのサロン・サークルの立ち上げや活動推進に向け積極的に支援します。 <p>(7) 日常生活自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービス利用援助をします。 <p>(8) 金銭管理・財産保全サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢者や身体障がい者等、身体上の理由により日常生活において自らの財産管理や保全が困難な方に対し、金銭管理の支援を行います。 <p>(9) 福祉後見サポートセンター事業（H26.10～）</p> <ul style="list-style-type: none"> 判断能力が課題な方は、成年後見制度の利用が望まれます。市からの受託事業として着実に実施します。 <p>(10) 地域支え合い事業（新規）</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民同士の支え合いを視点に、地域通貨券を使用した利用者、支援者をコーディネートして、困りごとに対して、支える仕組みづくりとともに、ご近所との繋がりを育みます。
--	--

<p>3. 在宅福祉サービス事業</p>	<p>誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける福祉環境を整備するため、受託事業の実施に併せて、社協の独自性・柔軟性を発揮し利用者の意思や想いに沿ったサービスを実施します。</p> <p>(1) 戸倉上山田地域包括支援センター受託事業</p> <p>高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもその人らしく暮らせるために、保健・医療・介護・福祉の総合相談窓口となります。看護師、社会福祉士、主任ケアマネの専門職が相互に連携・協働しチームとして問題解決を図り、包括的に支援します。</p> <p>(2) 千曲市ピュアハートちくま受託事業（地域活動支援センター）</p> <p>障がい者が安心して過ごせる日中の居場所と仲間との交流の場を提供し心身の健康回復と維持を図ります。</p> <p>(3) 軽度生活援助事業・生活管理指導員派遣事業</p> <p>日常生活や介護等に関する相談や助言が必要な高齢者世帯、軽易な日常生活上の援助が必要なひとり暮らし高齢者等を対象に生活改善指導を行うことにより自立につながり、在宅での生活が自らできるよう支援します。</p> <p>(4) 移送自動車・車椅子貸与事業</p> <p>障がいや要介護、または一時的なけが等による歩行困難な方の外出支援及び社会参加の促進と便宜を図ります。</p> <p>(5) チューリップの家運営事業（就労支援事業B型）</p> <p>一般就労することが困難な障がい者に、自立と社会経済活動への参加を推進するために、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練、一般就労等への移行に向けて必要な支援を行います。</p>
<p>4. 居宅サービス事業</p>	<p>介護保険事業者、障害者総合支援法のサービス提供事業者として、安定的な運営を図るため、意識改革と経営感覚を磨き更なる事業体制の強化のため、人員配置の見直しや施設の有効活用等を考慮しつつ、質の高いサービスの提供等により利用者が地域で安心、自立した生活できるよう支援していきます。</p> <p>(1) 居宅介護支援事業</p> <p>居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、介護予防の対象者となる要支援と判定された方の介護予防計画の作成と、要介護者の依頼を受けて、指定居宅サービス等適切な利用ができるよう居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整など便宜の提供を行い、介護老人福祉施設等への入所する場合にあっては、施設等への紹介など便宜の提供を行います。</p>

	<p>(2) 介護予防・訪問介護事業 訪問介護事業所のホームヘルパーが介護予防の対象者となる要支援と判定された方や要介護者の居宅において、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助、日常生活上の相談や支援などのサービスを提供します。</p> <p>(3) 介護予防・通所介護事業 デイサービスセンターにおいて、介護予防の対象者となる要支援と判定された方や要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護をはじめ、機能訓練やレクリエーション、軽度な作業を通じ交流を図るとともに日常生活上の相談や支援などのサービスを提供します。</p> <p>(4) 介護予防・訪問入浴事業 移動入浴車で、介護予防の対象者となる要支援と判定された方や要介護者のご自宅を訪問し、簡易浴槽による入浴（温泉入浴）サービスを提供します。</p> <p>(5) 介護予防・短期入所生活介護事業（地域密着型） 戸倉短期入所事業所において、介護予防の対象者となる要支援と判定された方や要介護者に対し、短期間の入所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上において必要なサービスを提供し、ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。</p> <p>(6) 認知症対応型 介護予防・通所介護事業（地域密着型） 認知症で要支援と判定され、その進行の予防を目的に利用される方や要介護者に対し、専用の居室において、認知症の方が安心して過ごせる場所を提供し、入浴、排せつ、食事等の介護をはじめ、症状に沿った作業や運動等のサービスを提供します。</p> <p>(7) 障がい者居宅介護事業 訪問介護事業所のヘルパーが障がい者の居宅において、食事、排せつ、入浴等の介護、清掃や調理等の生活援助、日常生活上の相談や支援などのサービスを提供します。</p> <p>(8) 指定特定相談支援事業 障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障がい者福祉サービス等の利用計画の作成等を行います。</p>
<p>5. 共同募金助成金事業</p>	<p>共同募金会からの配分金により次の事業を実施します。</p> <p>(1) 老人福祉活動 老人クラブ連合会活動助成、ふれあい訪問事業などを実施します。 支部社会福祉協議会が実施するひとり暮らし高齢者の集い、昼食会等に対して助成します。</p> <p>(2) 障がい児・者福祉活動 身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会等の福祉団体の活動に対して助成します。</p>

	<p>(3) 児童・青少年福祉活動 福祉教育・福祉体験事業、子育て支援事業、学校や児童館、地域で行われている事業に対して助成します。</p> <p>(4) 福祉育成・援護・組織化活動 機関紙「社協だより」の発行、ふれあい広場実行委員会、ふれあい・いきいきサロンなどのボランティアグループ及び福祉団体による福祉活動に対して助成します。</p>
6. 福祉団体への支援、協力	当事者団体の抱える問題は、地域での福祉課題のひとつにもなっています。当事者団体自らが社会へ問題提起できる土台づくりと、当事者団体事業への協力を行います。
7. 募金活動への協力	地域福祉の推進と福祉コミュニティの形成は、赤い羽根共同募金運動がその一翼を担う活動として積極的にこの運動を支援します。また、赤い羽根共同募金による災害救済事業として、災害発生時に災害救助法の適用状況等に応じて、被災者支援のための義援金募集や、災害時のボランティア活動への資金支援を行います。
8. 経済的支援事業	<p>低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯、失業による生活困窮者世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とし資金の貸付を行います。</p> <p>小口資金を、一時的な生活困窮者に対し貸付をします。さらに生活困窮者自立支援法の成立に伴い、その事業への積極的な取り組みをします。善意銀行では、火災や水害等の被災者、また生活困窮者に対し見舞金の給付や預託物品の払い出し等を行います。</p> <p>(1) 生活福祉資金 生活困窮世帯に対し、生活の安定と自立更生を目的とし資金貸付をします。</p> <p>(2) 助けあい資金 一時的な生活困窮者に対し、小口の資金を無利子で貸付をします。</p> <p>(3) 善意銀行の給付事業 火災や水害等の被災者、生活困窮者に対し見舞金の給付や、預託物品の払い出し等を行います。</p> <p>(4) 生活困窮者自立相談支援事業（新規） 経済的な課題や社会的孤立等深刻な生活課題を抱える生活困窮者への支援を実施します。今までの相談支援のノウハウを活かし、このような重層的な生活課題、福祉課題を抱えている方に対し、孤立の中で困窮状態に陥らない、あるいはそこからの脱却することを目指して支援します。</p>
9. 指定管理受託施設経営事業	<p>千曲市から指定管理者の指定を受けて、本年度末まで施設管理経営を適正に行います。</p> <p>また、次期指定管理に向け対応を検討していきます。</p>

	<p>(1) 老人福祉センター管理経営 地域福祉活動の推進と高齢者の生きがい健康づくりの推進を図るため八幡老人福祉センターの管理経営を行います。</p> <p>(2) 児童センター（館）管理経営 児童の健全育成の推進、子育て支援を目的に、安心・安全かつ充実したサービスの提供ができるよう児童センター（館）9箇所の管理経営を行います。</p> <p>(3) 戸倉地域福祉センター管理経営 地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。</p> <p>(4) 更埴デイサービスセンター管理経営 通所介護事業を行うとともに地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。</p> <p>(5) 稻荷山デイサービスセンター管理経営 通所介護事業を行うとともに地域福祉の拠点として適切な施設管理を行います。</p> <p>(6) 老人コミュニティセンター管理経営 児童館（戸倉、更級、五加）併設のため併せて管理経営を行います。</p>
--	---